

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	令和6年1月15日提出
【発行者名】	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ローラン・ジャックマン
【本店の所在の場所】	東京都港区白金一丁目17番3号
【事務連絡者氏名】	大崎 毅
【電話番号】	03(5447)3100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アクサ世界株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】**（１）【ファンドの名称】**

アクサ世界株式ファンド(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社（アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

・発行価額の総額とは、受益権１口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た額の累計額をいいます。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。

なお、委託会社へは後記「（８）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.00%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

・販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2024年1月16日から2025年1月15日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

電話番号 03-5447-3160（営業日9：00～17：00）

ホームページ <https://www.axa-im.co.jp/>

（ ９ ）【払込期日】

取得申込者は、取得申込代金を販売会社の指定する期日までに、指定の方法で申込みの販売会社にお支払いください。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定ファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。
- ・取得申込代金とは、申込金額（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額です。

（ １ ０ ）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。

（ １ １ ）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

（ １ ２ ）【その他】

申込証拠金はありません。

日本以外の地域における発行は行いません。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（ １ １ ）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（ １ １ ）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金限度額

信託金の限度額は、信託約款の規定により1兆円となっております。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

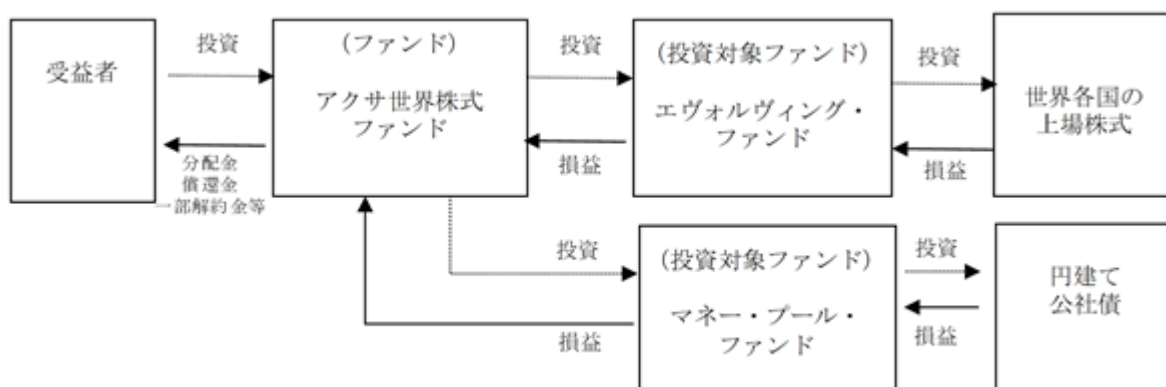
- 主として国内外の投資信託証券（以下「投資対象ファンド」または「組入投資信託証券」ということがあります。）への投資を通じて、世界の上場株式にアクティブに投資することで、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

● 投資対象ファンド

1. ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券「アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレنز（21/6Fシェアクラス）」（以下「エヴォルヴィング・ファンド」ということがあります。）
2. 国内籍投資信託 アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド＜適格機関投資家私募＞（以下「マネー・プール・ファンド」ということがあります）

投資割合は「アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレنز（21/6Fシェアクラス）」を高位に維持することを基本とします。

● 投資形態 ファンド・オブ・ファンズ



<エヴォルヴィング・ファンドの運用の主な特色は以下のとおりです。>

- 世界各国の株式を主要投資対象とします。
- 世界の上場株式にアクティブに投資することにより、投資資産を長期的に増加させることを目指します。
- 投資顧問会社は、投資ポートフォリオの構成について幅広く決定する権限があります。
- 主としてあらゆる時価総額規模の企業やあらゆるセクターの世界の株式や株式関連証券に投資します。
- また、マネーマーケット商品やUCITS、預金に投資することがあります。
- UCITSその他のファンドは純資産の10%まで組み入れることがあります。

- アクサ・インベストメント・マネージャーズのESG（環境、社会、ガバナンス）基準に準じます。運用担当者は、投資プロセスにESG基準を統合することに努め、たばこや大量破壊兵器などの特定セクターを排除し、また、国連グローバル・コンパクト原則に厳しく抵触する企業やESGスコアが低位である企業の株式への投資を行いません。運用担当者は、原則として、銘柄選択プロセスに常にESG基準を取り入れます。

● 運用体制（運用プロセスの概念図）

1. 長期的視点で成長が期待される企業の株式に投資するための、長期的投資の着目点

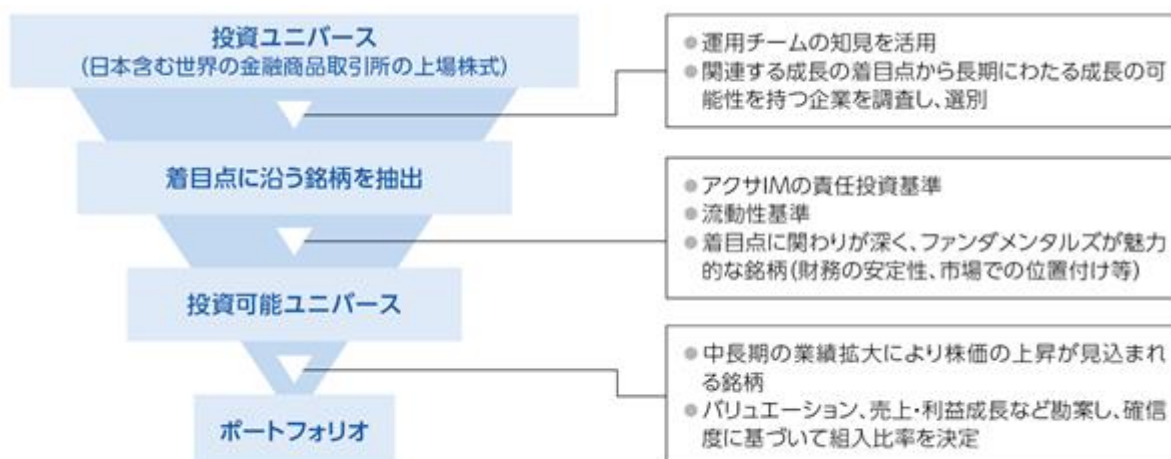
- 人口動態の変化やテクノロジーの発展等が引き起こす世界的な長期的構造変化に着目します。
- この構造変化から将来の経済の中心となる長期的な投資の着目点を発掘します。



* 上記は本書作成日現在の投資テーマであり、将来変更となる場合があります。

2. 長期的投資の着目点に沿った成長性の高い企業を厳選して投資

- 長期的投資の着目点に沿った成長性の高い企業を見出します。
- この成長性の高い企業のうち、更に、中長期での成長力、市場での競争優位性などを勘案して、確信度に基づいて銘柄を選択します。



* 上記は本書作成日現在の運用プロセスであり、将来変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

< 商品分類 >

追加型投信 / 内外 / 株式型に属します。

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下のとおりです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
		その他資産
	内外	資産複合

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- ・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・内外とは「目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル （日本を含む）	ファミリーファン ド	あり
一般	年 2 回	日本		
大型株				
中小型株	年 4 回	北米		
債券		欧州		
一般		アジア		
公債		オセアニア		
社債	年 6 回 （ 隔 月 ）	中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性	年12回 （ 毎 月 ）	中近東（中東）	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産 （ 投 資 信 託 証 券 （ 株 式 ） ）				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

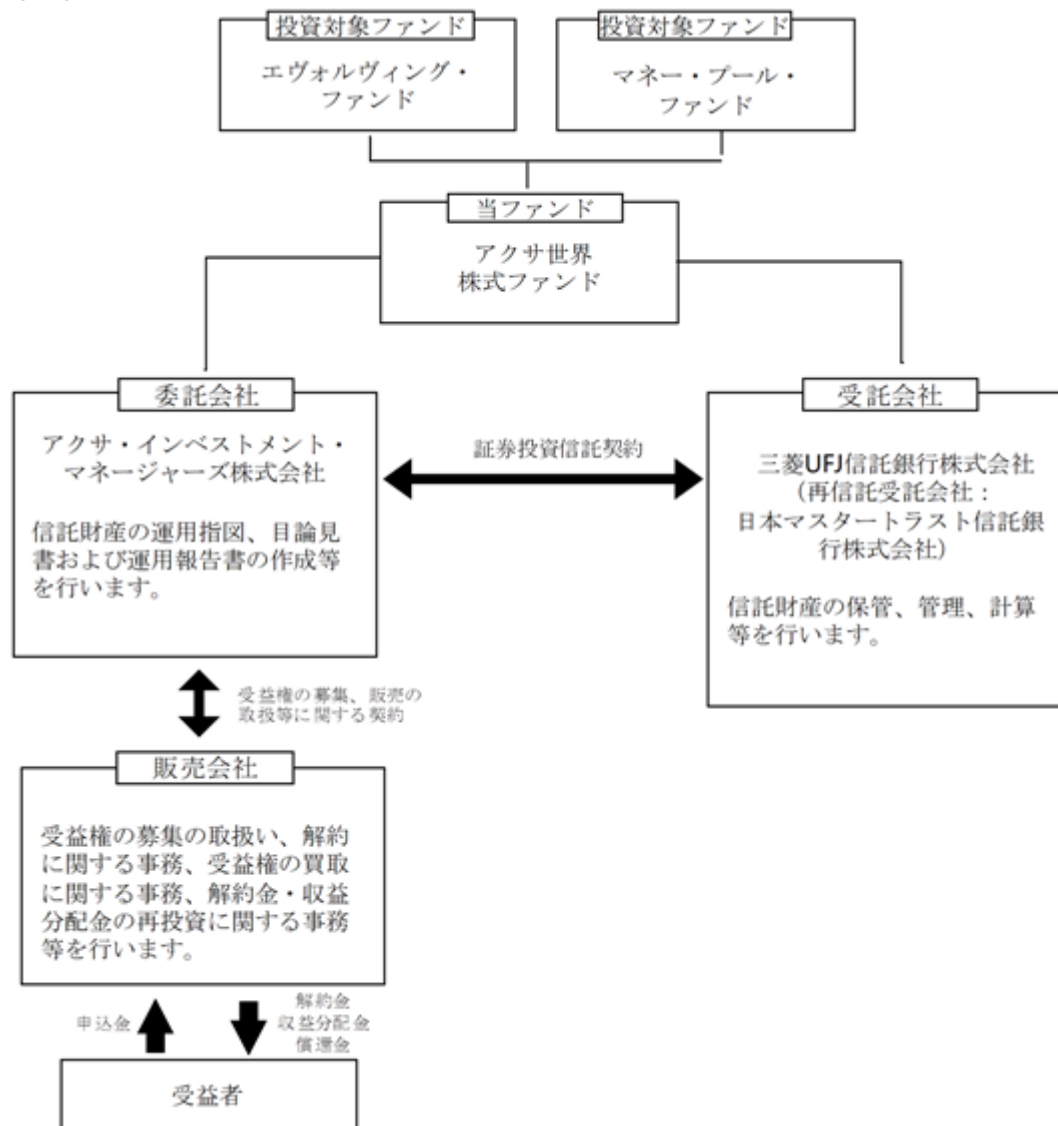
一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組み入れている資産」そのものをいいます。
- ・収益の源泉となる資産と組み入れている資産とが異なる理由は、投資信託証券へ投資することにより、内外の株式を実質主要投資対象とするためです。
- ・年 2 回とは「目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

（２）【ファンドの沿革】

2021年10月29日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



● ファンドに関する契約の概要

a. 証券投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届け出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

■ 委託会社の概況(2023年10月末現在) ■

1. 委託会社の名称 : アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
2. 資本金の額 : 4億5千万円
3. 沿革

昭和62年（1987年） ローゼンバーグ・アセット・マネジメント株式会社として日本において業務開始。

昭和63年（1988年） 投資顧問業登録、及び、投資一任業認可取得。

平成8年（1996年） 「ローゼンバーグ・ノムラ・アセット・マネジメント株式会社」に商号を変更。

平成11年（1999年） アクサ・グループとの資本・業務提携に伴い、「アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント株式会社」に商号を変更。

- 平成14年（2002年） アクサ・グループ内の「アクサ・インベストメント・マネージャーズ東京リミテッド」より、当該会社の投資顧問業務を事業譲受け。
- 平成15年（2003年） 投資信託委託業認可取得。「アクサ・インベストメント・マネージャーズ東京リミテッド」の投資信託委託業務を事業譲受け、同会社の日本における業務を統合。
- 平成18年（2006年） 証券業登録、商号を「アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社」に変更。投資顧問業務、投資信託委託業務、及び証券業務を併営。
- 平成19年（2007年） 第1種、第2種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業の登録。
- 平成23年（2011年） 「アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社」に商号を変更。

4.大株主の状況

株主名：アクサ・インベストメント・マネージャーズ エス エー

住所：Tour Majunga La Défense 9 – 6 Place de la Pyramide 92800 Puteaux France

所有株式数：114,615 株

所有比率：100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a) 投資対象

投資対象ファンドを主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

b) 投資態度

主として、投資対象ファンドへの投資を通じて、世界の上場株式にアクティブに投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

なお、外国投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象ファンドの投資方針は、（２）投資対象「＜参考情報＞投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

- 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、投資対象ファンドのほか、次に掲げるものとします。

- 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- コマーシャル・ペーパー
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2．の証券の性質を有するもの
- 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

< 参考情報 > 投資対象ファンドの概要等

ファンド名称	アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレنز（ 21 / 6F シェアクラス）
形態	ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型
信託期間	無期限（2010年7月1日設定）
投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	- 主として、世界の上場株式に投資することで、信託財産の成長を目指して運用を行います。 - 市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行う場合があります。
分配方針	分配を行いません。
決算日	毎年12月31日
投資顧問会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズUKリミテッド

ファンド名称	アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド＜適格機関投資家私募＞
形態	国内籍／円建／投資信託証券／契約型
信託期間	無期限（2000年12月21日設定）
投資対象	円建ての公社債を主要投資対象とします。
投資態度	- 本邦通貨表示の公社債等に投資を行い、利息等収入の確保を目指して運用を行います。 - 日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これの中・長期的に上回る運用成果を目指します。
分配方針	分配を行いません。
決算日	毎年3月10日
委託会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

上記は、本書作成日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

（３）【運用体制】

運用体制

運用に係る意思決定については、委託会社の運用部が統括しており、当ファンドへの投資対象ファンドの組入方針および当ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

内部管理体制

当ファンドの運用方針に即した運用の適正性確保を図るべく、業務部、リスク管理部門（グループ会社への業務委託を含む。以下同様。）およびコンプライアンス部による常時モニタリングを行います。また、投資対象ファンドを含む当ファンドの運用、パフォーマンス、リスク等については、経営陣、運用部およびリスク管理部門を中心としたパフォーマンス&インベストメント・リスク委員会において、適宜レビューを行うこととしています。

関係法人に対する管理体制

受託会社については業務遂行能力やコスト等を勘案し選定を行うとともに、日々の指図の実行状況や純資産照合、月次の勘定残高照合などを通じて、受託業務の遂行状況の管理およびその適切性の確保を図っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受領し、レビューを実施します。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎年4月16日および10月16日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（繰越欠損補填後、評価損益を含む）等の金額とします。
- b. 分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

a. 一般コース^{*1}

収益分配金は、原則として決算日から起算して7営業日目までにお支払いを開始します。

b. 自動けいぞく投資コース^{*1}

収益分配金は、自動けいぞく投資契約^{*2}（取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った契約をいいます。以下同じ。）により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

^{*1} 販売会社によっては、コースの名称が異なることがあります。

^{*2} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

販売会社によっては、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、取得申込後のコース変更ができない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（５）【投資制限】**a. 約款に定める主な投資制限**

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は原則として行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。また、組入投資信託証券においてデリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 信用取引は行いません。
- 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

当ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて、値動きのある有価証券等に投資します。このため、当ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

- 価格変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行う株式等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業の業績や信用度、市場の需給関係等を反映して変動します。当ファンドが実質的に投資している株式等の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

- 為替変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行う外貨建資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

- 金利変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行う株式等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。

- 信用リスク

株式等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

- 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行うことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

- カントリーリスク

投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなる場合があります。

- 当ファンドの資産規模に係る留意点

資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合、または、受益者の利益が懸念される状況となる場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

換金の申し出により、当ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、純資産総額が30億円を下回ることになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

- 申込み、解約等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受け付けた申込みおよび解約を取り消すことがあります。

- 収益分配金に関する留意点

決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から収益分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行わないことがあります。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさなかった場合も同様です。

- ファンド・オブ・ファンズ方式に関する留意点

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。そのため、投資対象ファンドが有するリスクを間接的に受けることになります。

- 流動性リスクに関する留意点

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

- 金融商品取引法第37条の6の規定に関する留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

- 法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

投資リスクは、上記に限定されるものではありません。

<リスク管理体制>

委託会社ではリスク管理を重視しており、システムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門（リスク管理部門、コンプライアンス部および業務部）においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

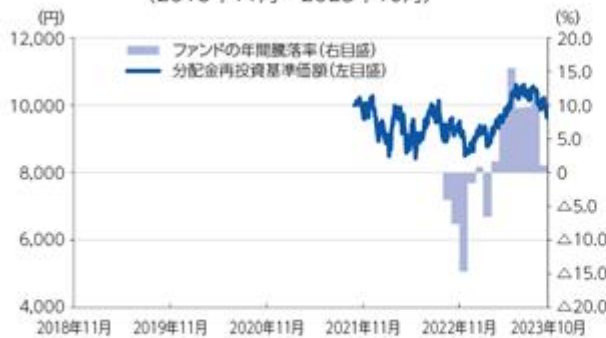
委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率および基準価額の推移^(注)

(2018年11月～2023年10月)

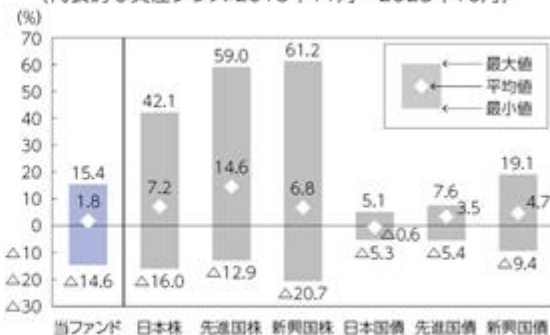


(注)「ファンドの年間騰落率」は2022年10月から2023年10月の各月末における1年間の騰落率を示したものです。

(注)「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較^(注)

(代表的な資産クラス:2018年11月～2023年10月)



(注)グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(注)すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

(注)対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドは2022年10月から2023年10月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

<各資産クラスの指数>

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数(税引後配当込み、円建て)
新興国株	S&P新興国総合指数(税引後配当込み、円換算)
日本国債	ブルームバーグ日本総合指数
先進国債	ブルームバーグ・グローバル国債(日本を除く)トータル・リターン指数(円建て)
新興国債	JPモルガンEMBIグローバル・ディバースファイド指数(円換算)

(海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、円で表示しています。ドルベースの指数については、委託会社が円換算しております。)

—上記各指数について—

■日本株 東証株価指数(TOPIX) (配当込み):東証株価指数(TOPIX)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研又は J P X 総研のグループ会社(以下「J P X」といいます。)(が所有しています。J P X は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。J P X は同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。■先進国株 MSCIコクサイ指数(税引後配当込み):MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc. が公表している株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。MSCIの情報はアクサ・インベストメント・マネージャー株式会社の内部的な使用のためにのみ使用することができ、いかなる形態においても複製または再配布してはならず、かつ、金融商品、製品またはインデックスのベースもしくは構成部分として使用してはならないものとします。MSCIの情報は、いかなる投資アドバイスまたは投資決定(もしくは投資決定を控えること)の推奨をも意図するものではなく、またそのようなものとして依頼されてはならないものとします。過去の経過データおよび分析は、将来のパフォーマンス分析、予測または予報を示唆または保証するものと受け取られてはならないものとします。MSCIの情報は現状のままで提供され、ユーザーはこの情報の使用について一切のリスクを自ら引き受けるものとします。MSCI、その関連会社およびMSCIの情報の編集、計算および作成に関与するその他すべての者(以下総称して「MSCI当事者」といいます)は、MSCIの情報について一切の保証(独創性、正確性、完全性、適時性、非侵害、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません)を明示的に排除します。MSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害(逸失利益を含みます)およびその他一切の損害について責任を負いません。■新興国株 S&P新興国総合指数(税引後配当込み):S&P新興国総合指数(税引後配当込み)は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが公表している株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。■日本国債 ブルームバーグ日本総合指数は、Bloomberg社が公表している指数で、日本の債券で構成される債券指数です。■先進国債 ブルームバーグ・グローバル国債(日本を除く)トータル・リターン指数は、Bloomberg社が公表している指数で、日本を除く世界主要国の国債で構成される債券指数です。[Bloomberg]およびブルームバーグ日本総合指数とブルームバーグ・グローバル国債(日本を除く)トータル・リターン指数は、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下[BISL])をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、アクサ・インベストメント・マネージャー株式会社(以下、当社)による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグは当社とは提携しておらず、また、アクサ世界株式ファンド(以下、当ファンド)を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。■新興国債 JPモルガンEMBIグローバル・ディバースファイド指数は、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、新興国の債券で構成される指数です。同指数の著作権およびその他知的財産権はすべてJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が定めた手数料率（3.3%（税抜 3.00%）以内）を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明、情報提供等、ならびに購入に関する事務コスト等の対価として、販売会社にお支払いいただく費用です。

・自動けいぞく投資契約（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

・販売会社によっては、申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等（消費税及び地方消費税をいいます。以下同じ。）相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.847%（税抜0.77%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁され、その支払先への配分等は下記のとおりです。

	委託会社	受託会社	販売会社
役務の内容	委託した資金の運用等の対価として	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として
配分（年率／税抜）	0.60%	0.02%	0.15%

（＊）投資対象ファンド「エヴォルヴィング・ファンド」において、別途費用等として純資産総額に対し年率0.18%を乗じて得た額が控除され、実質的な信託報酬は合計で年間1.027%程度（税抜0.95%程度）となります。なお、投資対象ファンドにおいて控除される費用等は、将来変更される可能性があります。

（４）【その他の手数料等】

以下に定める諸経費は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1．借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立て替えた立替金の利息
- 2．信託事務の処理に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、監査報酬、法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成および印刷費用、および公告費用等を含みます。）

上記 1．に定める費用は、委託会社および受託会社で締結される契約に基づき計上されます。

委託会社は上記 2．に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、当該支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けの際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託会社は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、これらの諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。また、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、上記の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。一定の率を定めた場合、諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了時に、当該諸費用に係る消費税等に相当する額とともに信託財産中から支弁します。

当ファンドの申込時、換金時および保有期間中に受益者が直接的または間接的に負担する手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者が当ファンドを保有する期間等に応じて異なるため、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2023年10月31日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご注意ください。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 [2037年12月31日まで] 20.315 %（所得税15 %、復興特別所得税0.315 %、地方税5 %） [2038年1月1日から] 20 %（所得税15 %、地方税5 %） ・受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約および償還等による 譲渡益	・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。 [2037年12月31日まで] 20.315 %（所得税15 %、復興特別所得税0.315 %、地方税5 %） [2038年1月1日から] 20 %（所得税15 %、地方税5 %） ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 繰越控除、損益通算

確定申告による場合...換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降3年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。

確定申告によらない場合...源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- 確定拠出年金制度等

受益者が、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税 および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

- 配当控除制度

当ファンドは、配当控除制度は適用されません。

< 法人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・ 収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年1月1日から] 15%（所得税15%）
一部解約金および償還金のうちの 個別元本超過額	・ 一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年1月1日から] 15%（所得税15%）

- 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

- 益金不算入制度

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

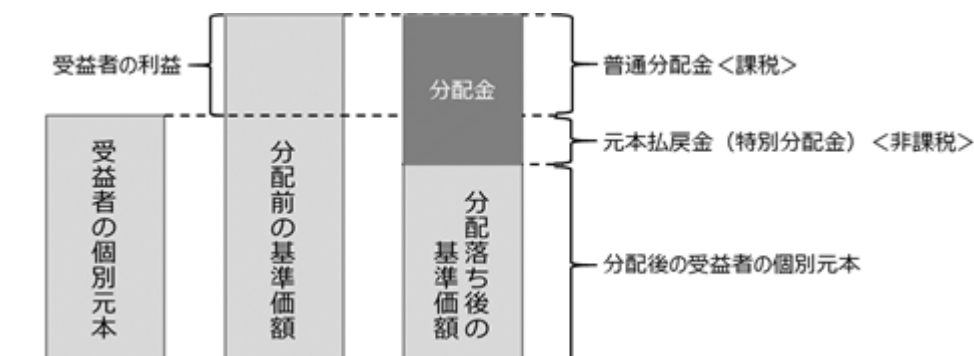
個別元本について

- ・ 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

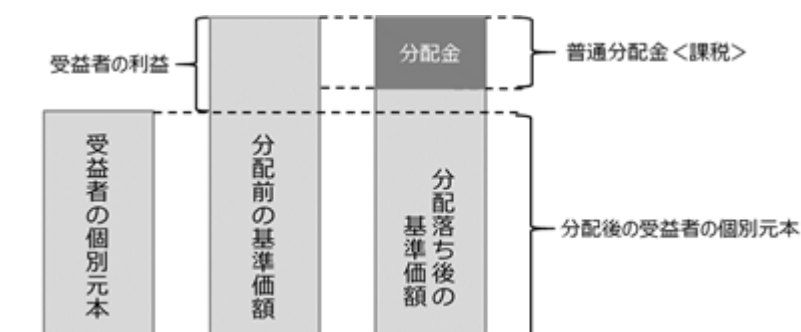
1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「元本払戻金（特別分配金）」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が「普通分配金」となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

以下の運用状況は2023年10月31日現在です。

・投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	32,013,892	98.62
親投資信託受益証券	日本	10,013	0.03
コール・ローン、その他の 資産（負債控除後）	—	439,451	1.35
合計(純資産総額)		32,463,356	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	投資 比率
1	アクサ・ワールド・ファン ド・エヴォルヴィング・ト レンズ(EF シェアクラス)	日本・円 ルクセン ブルク	投資証券 -	3,293.8950	10,111.8600 33,307,405	9,719.1600 32,013,892	98.62%
2	アクサ ローゼンバーグ・ 日本円マネー・プール・マ ザー・ファンド	日本・円 日本	親投資信託 受益証券 -	9,611	1.0427 10,021	1.0419 10,013	0.03%

種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.62
親投資信託受益証券	0.03
合 計（対純資産総額比）	98.65

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年10月末日および同日前 1 年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2021年10月29日)	5,490,000	-	1.0000	-
第1計算期間末日 (2022年4月18日)	15,378,885	15,378,885	0.9609	0.9609
第2計算期間末日 (2022年10月17日)	21,272,051	21,272,051	0.9040	0.9040
第3計算期間末日 (2023年4月17日)	29,439,087	29,439,087	0.9439	0.9439
第4計算期間末日 (2023年10月16日)	33,542,446	33,542,446	1.0089	1.0089
2022年10月末日	23,002,234	-	0.9596	-
11月末日	22,905,644	-	0.9180	-
12月末日	24,344,044	-	0.8693	-
2023年1月末日	25,954,927	-	0.8989	-
2月末日	27,123,085	-	0.9213	-
3月末日	28,187,021	-	0.9189	-
4月末日	29,659,021	-	0.9455	-
5月末日	31,894,777	-	0.9854	-
6月末日	31,573,658	-	1.0479	-
7月末日	32,507,999	-	1.0457	-
8月末日	33,444,849	-	1.0505	-
9月末日	32,899,715	-	1.0076	-
10月末日	32,463,356	-	0.9697	-

【分配の推移】

	1 口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	3.9
第2計算期間	5.9
第3計算期間	4.4
第4計算期間	6.9

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	16,120,234	115,597	16,004,637
第2計算期間	7,980,124	454,170	23,530,591
第3計算期間	8,354,684	697,831	31,187,444
第4計算期間	5,477,405	3,418,996	33,245,853

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

参考情報

運用実績

基準日:2023年10月31日

※過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移
(設定日(2021年10月29日)～2023年10月31日)

※分配金再投資基準価額は税引き前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の価格です。

※設定日：2021年10月29日

■ 基準価額・純資産総額

(基準価額は1万口当たり)

基準価額	9,697円
純資産総額	3,246万円

分配の推移

■ 分配金

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金額
2022年4月	0円
2022年10月	0円
2023年4月	0円
2023年10月	0円
設定来累計	0円

主な資産の状況

■ 資産構成比率

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレンズ (Mシェアクラス)	投資証券	98.62
2	アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド	親投資信託 受益証券	0.03

■ 組入上位10銘柄

(組入れ銘柄数：57)

	銘柄	国/地域	業種	投資比率 (%)
1	Alphabet	アメリカ	コミュニケーション・サービス	5.2
2	Microsoft	アメリカ	情報技術	4.2
3	UnitedHealth Group	アメリカ	ヘルスケア	3.5
4	Amazon.com	アメリカ	一般消費財・サービス	3.3
5	Apple	アメリカ	情報技術	2.8
6	Novo Nordisk	デンマーク	ヘルスケア	2.7
7	ServiceNow	アメリカ	情報技術	2.6
8	Visa	アメリカ	金融	2.5
9	Linde	イギリス	素材	2.3
10	Boston Scientific	アメリカ	ヘルスケア	2.2

※上記は、主要投資対象ファンドである「アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレンズ」の組み入れ状況です。

※業種は、GICS（世界産業分類基準）の分類、国/地域は投資対象ファンドの投資運用会社が作成した分類により作成しています。投資比率は、主要投資対象ファンドにおける純資産比です。

ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

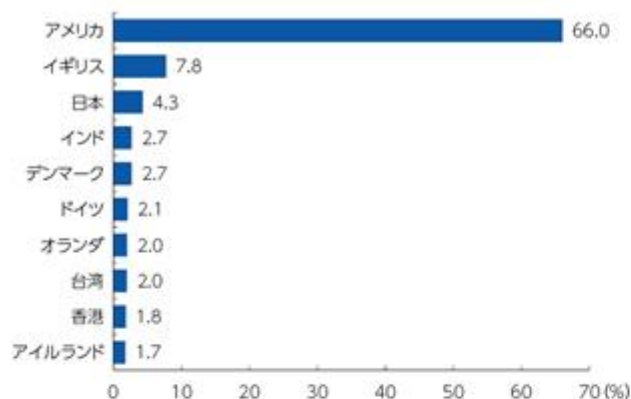
運用実績

基準日:2023年10月31日

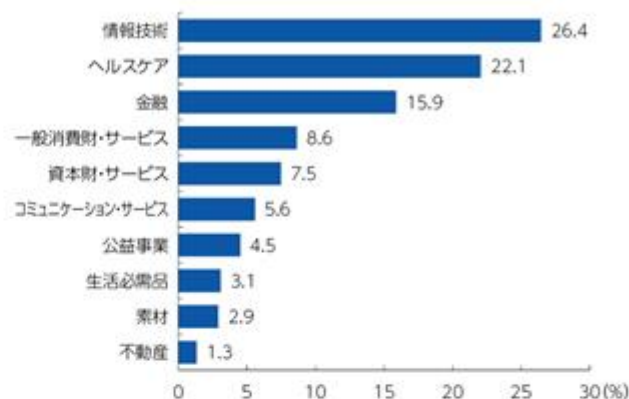
※過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

主な資産の状況

■組入上位10ヵ国／地域



■組入上位10業種



※上記は、主要投資対象ファンドである「アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレンド」の組み入れ状況です。

※業種は、GICS（世界産業分類基準）の分類、国／地域は投資対象ファンドの投資運用会社が作成した分類により作成しています。投資比率は、主要投資対象ファンドにおける純資産比です。

■年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2021年10月29日が設定日のため、2020年以前の実績はありません。2021年は10月29日から12月末日までの騰落率です。

2023年は10月末までの騰落率です。

※騰落率はアクサ世界株式ファンドの分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得の申込みは、販売会社で受け付けます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

電話番号 03-5447-3160（営業日9：00～17：00）

ホームページ <https://www.axa-im.co.jp/>

（2）取得の申込みの受付は、申込受付不可日（＊1）を除く販売会社の営業日（＊2）に行われます。

（＊1）申込受付不可日は、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはルクセンブルクの銀行のいずれかが休業日に当たる日、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日です。詳細は販売会社にお問い合わせください。

（＊2）原則として、午後3時までに取得の申込みが行われ、かつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。なお、取得の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得の申込みを受け付けたものとして、下記（4）の規定に準じて計算された価額とします。

（3）収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と収益の分配時に分配金を無手数料で再投資するコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つのコースがありますが、販売会社によっては、原則として「自動けいぞく投資コース」のみを取り扱う場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（4）申込単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、1口単位で取得することができます。

（5）申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。

（6）申込手数料は、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.00%）が上限となっております。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金の申込みは、販売会社で受け付けます。

（2）換金の申込みの受付は、申込受付不可日（＊1）を除く販売会社の営業日（＊2）に行われます。

（＊1）申込受付不可日は、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはルクセンブルクの銀行のいずれかが休業日に当たる日、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日です。詳細は販売会社にお問い合わせください。

（＊2）原則として、午後3時までに換金の申込みが行われ、かつ当該換金の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの換金の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた換金の申込みの受付を取り消すことができます。なお、換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受け付けたものとして、下記（4）の規定に準じて計算された価額とします。

・信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模および市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金の申込みを制限する場合があります。

- ・換金の申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- （３）換金単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- （４）換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。
- （５）換金手数料は、かかりません。
- （６）換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して７営業日目から販売会社でお支払いします。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

お申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額の計算

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額（１万口当たり）は、毎営業日に算出されます。

投資対象ファンドにおける評価方法等

投資対象ファンドについては、原則として、計算時に知りうる直近の基準価額で評価します。

- （注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

基準価額の照会方法

基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

電話番号 03-5447-3160（営業日9：00～17：00）

ホームページ <https://www.axa-im.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2021年10月29日から、原則として、無期限です。ただし、後記（５）の a.、のa.、のa.およびのb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として毎年4月17日から10月16日までおよび10月17日から翌年4月16日までとします。

上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、もしくはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記 の規定に従います。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記 の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本a.によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、ファンドの信託約款は本 に掲げる以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、上記a.の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.axa-im.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.axa-im.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改に関する手続

- a. 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。
- b. 販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

（一般コース）

収益分配金は、決算日から起算して一ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として、7営業日以内)までの間に支払を開始するものとし、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

（自動けいぞく投資コース）

原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、民法第166条第1項第1号または第2号に規定する期間が経過する日までにその支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して一ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として、7営業日以内)までの間に支払を開始するものとし、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

償還金の請求権は、民法第166条第1項第1号または第2号に規定する期間が経過する日までにその支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）繰上償還および重大な信託約款の変更等に係る議決権

受益者は、委託会社が繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。

（５）反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（６）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（2023年4月18日から2023年10月16日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来、当ファンドが監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更しPwC Japan有限責任監査法人となりました。

1【財務諸表】

【アクサ世界株式ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (2023年4月17日現在)	第4期 (2023年10月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	246,561	376,097
投資証券	29,301,401	33,307,405
親投資信託受益証券	10,007	10,021
流動資産合計	29,557,969	33,693,523
資産合計	29,557,969	33,693,523
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	2,721	3,472
未払委託者報酬	103,660	131,724
その他未払費用	12,501	15,881
流動負債合計	118,882	151,077
負債合計	118,882	151,077
純資産の部		
元本等		
元本	31,187,444	33,245,853
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	1,748,357	296,593
(分配準備積立金)	-	1,673,349
元本等合計	29,439,087	33,542,446
純資産合計	29,439,087	33,542,446
負債純資産合計	29,557,969	33,693,523

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 （自 2022年10月18日 至 2023年4月17日）	第4期 （自 2023年4月18日 至 2023年10月16日）
営業収益		
有価証券売買等損益	1,407,016	2,214,018
営業収益合計	1,407,016	2,214,018
営業費用		
支払利息	103	89
受託者報酬	2,721	3,472
委託者報酬	103,660	131,724
その他費用	12,525	15,951
営業費用合計	119,009	151,236
営業利益又は営業損失（ ）	1,288,007	2,062,782
経常利益又は経常損失（ ）	1,288,007	2,062,782
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,288,007	2,062,782
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,482	271,713
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,258,540	1,748,357
剰余金増加額又は欠損金減少額	67,875	253,881
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	67,875	186,452
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	67,429
剰余金減少額又は欠損金増加額	839,217	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	839,217	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,748,357	296,593

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法による時価で評価しております。 なお、時価は、投資証券の基準価額を用いております。 親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。 なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
2 . その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取り扱い 当ファンドの計算期間は原則として、毎年4月17日から10月16日まで及び、10月17日から翌年4月16日までとなっておりますが、2023年4月16日が休業日のため、当計算期間は2023年4月18日から2023年10月16日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第3期 (2023年4月17日現在)	第4期 (2023年10月16日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

	第3期 (2023年4月17日現在)	第4期 (2023年10月16日現在)
1 . 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	23,530,591円	31,187,444円
期中追加設定元本額	8,354,684円	5,477,405円
期中一部解約元本額	697,831円	3,418,996円
2 . 受益権の総数	31,187,444口	33,245,853口
3 . 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合 におけるその差額	1,748,357円	- 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期 （自 2022年10月18日 至 2023年4月17日）		第4期 （自 2023年4月18日 至 2023年10月16日）	
1. 分配金の計算過程		1. 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	- 円	費用控除後の配当等収益額	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	1,673,349円
収益調整金額	- 円	収益調整金額	- 円
分配準備積立金額	- 円	分配準備積立金額	- 円
当ファンドの分配対象収益額	- 円	当ファンドの分配対象収益額	1,673,349円
当ファンドの期末残存口数	31,187,444口	当ファンドの期末残存口数	33,245,853口
1万口当たり収益分配対象額	- 円	1万口当たり収益分配対象額	503.33円
1万口当たり分配金額	- 円	1万口当たり分配金額	- 円
収益分配金金額	- 円	収益分配金金額	- 円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第3期 自 2022年10月18日 至 2023年4月17日	第4期 自 2023年4月18日 至 2023年10月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託および投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券および親投資信託受益証券を主要投資対象としております。投資証券および親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第3期 2023年4月17日現在	第4期 2023年10月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありませぬ。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第3期 (2023年4月17日現在)	第4期 (2023年10月16日現在)
	当計算期間の損益に含まれた 評価差額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
投資証券	1,405,135	1,965,886
親投資信託受益証券	9	14
合計	1,405,144	1,965,900

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありませぬ。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありませぬ。

（1口当たり情報）

	第3期 (2023年4月17日現在)	第4期 (2023年10月16日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9439円 (9,439円)	1.0089円 (10,089円)

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	AXA WORLD FUNDS Evolving Trends Class M(JPY)	3,293.895	33,307,405	
投資証券 合計		3,293.895	33,307,405	
親投資信託受益証券	アクサローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド 適格機関投資家私募	9,611	10,021	
親投資信託受益証券 合計		9,611	10,021	
合計		12,904.895	33,317,426	

（注）投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレنز（クラス²¹_{6F}（JPY））」および「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド＜適格機関投資家私募＞」の各受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて「アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレنز（クラス²¹_{6F}（JPY））」の受益証券です。また、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド＜適格機関投資家私募＞」の受益証券です。

なお、投資対象ファンドの状況は次の通りです。

「アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレنز」の状況

以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な中間決算報告書を委託会社において抜粋・翻訳したものです。なお、中間計算期末のため独立の監査人による財務書類の監査は受けておりません。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：米国ドル)

	(2023年6月30日現在)
資産	
投資有価証券（取得原価）	460,322,915
投資有価証券未実現評価益/評価損	53,893,499
投資有価証券（時価）	514,216,414
現金及び現金同等物	23,187,352
未収追加金	534,640
未収有価証券貸付収益	5,531
未収配当金および税還付金	642,129
その他未収収益	21,781
資産合計	538,607,847
負債	
未払金	503,615
未払解約金	130,957
外国為替先渡契約未実現評価損	234,004
未払費用	699,970
その他未払金	45,290
負債合計	1,613,836
純資産合計	536,994,011

(2) 有価証券明細表

公的な取引所に上場している、または他の規制市場で取引されている譲渡可能証券

(単位：米国ドル)

Description	Quantity/Nominal Value	Market Value	% of net assets
株式			
Canada			
Waste Connections Inc	58,449	8,354,116	1.56
		8,354,116	1.56
Denmark			
Novo Nordisk AS	50,667	8,161,835	1.52
		8,161,835	1.52
France			
Amundi SA	119,351	7,037,958	1.31
		7,037,958	1.31
Germany			
Siemens AG	69,729	11,604,383	2.16
		11,604,383	2.16
Hong Kong			
AIA Group Ltd	989,900	10,053,146	1.87
		10,053,146	1.87
India			
Dr Lal Pathlabs Ltd	172,128	4,747,120	0.88
HDFC Bank Ltd	149,353	10,409,904	1.94
		15,157,024	2.82
Ireland			
Kerry Group Plc	107,332	10,466,331	1.95
		10,466,331	1.95
Japan			
Fanuc Ltd	176,400	6,182,352	1.15
Hoya Corp	69,650	8,320,909	1.55
Keyence Corp	19,600	9,297,602	1.73
		23,800,863	4.43
Luxembourg			

Befesa SA	73,382	2,802,093	0.52
		2,802,093	0.52
Spain			
Iberdrola SA	608,119	7,928,324	1.48
		7,928,324	1.48
Switzerland			
Julius Baer Group Ltd	92,394	5,818,452	1.08
TE Connectivity Ltd	98,541	13,811,507	2.57
		19,629,959	3.65
Taiwan			
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	574,000	10,603,684	1.97
		10,603,684	1.97
The Netherlands			
ASML Holding NV	5,195	3,757,716	0.7
		3,757,716	0.7
United Kingdom			
Aptiv Plc	67,397	6,880,560	1.28
Ceres Power Holdings Plc	317,413	1,225,157	0.23
Helios Towers Plc	3,242,303	3,837,679	0.71
London Stock Exchange Group Plc	80,788	8,592,709	1.6
National Grid Plc	913,388	12,082,666	2.25
Unilever Plc	133,827	6,965,913	1.3
		39,584,684	7.37
United States of America			
Alphabet Inc C shares	195,352	23,631,731	4.41
Amazon.com Inc	109,299	14,248,218	2.65
Ameresco Inc	87,441	4,252,256	0.79
American Express Co	61,865	10,776,883	2.01
Apple Computer Inc	77,045	14,944,419	2.78
Becton Dickinson & Co	42,828	11,307,020	2.11
Biogen Idec Inc	31,128	8,866,811	1.65
Boston Scientific Corp	222,809	12,051,739	2.24
Darling Ingredients Inc	128,773	8,214,430	1.53
Deckers Outdoor Corp	13,162	6,945,061	1.29
Dexcom Inc	62,810	8,071,713	1.50
Edwards Lifesciences Corp	75,484	7,120,406	1.33
Fiserv Inc	99,904	12,602,890	2.35
Global Payments Inc	75,988	7,486,338	1.39

Globus Medical Inc A	90,713	5,401,052	1.01
Intuit Inc	13,371	6,126,458	1.14
Intuitive Surgical Inc	27,653	9,455,667	1.76
Linde Plc	27,895	10,636,492	1.98
Microsoft Corp	53,696	18,285,636	3.42
Nextera Energy Inc	95,406	7,079,125	1.32
Prologis Trust Inc	62,498	7,664,130	1.43
Qualcomm Inc	91,311	10,869,661	2.02
Republic Services Inc	47,964	7,346,646	1.37
Salesforce.com Inc	48,898	10,330,191	1.92
Service Corp International	136,324	8,805,167	1.64
Servicenow Inc	21,021	11,813,171	2.2
Silicon Laboratories Inc	48,987	7,727,209	1.44
Teradyne Inc	61,364	6,831,654	1.27
Thermo Fisher Scientific	18,035	9,409,761	1.75
UBER Technologies Inc	63,019	2,720,530	0.51
Unitedhealth Group Inc	32,677	15,705,873	2.92
Visa Inc	54,080	12,842,918	2.39
Zimmer Holdings Inc	62,895	9,157,512	1.71
Zoetis Inc	38,009	6,545,530	1.22
		335,274,298	62.45
株式合計		514,216,414	95.76
公的な取引所に上場している、または他の規制市場で取引されている譲渡可能証券の合計額		514,216,414	95.76
投資有価証券合計		514,216,414	95.76
現金及び現金同等物		23,187,352	4.32
その他の純負債		(409,755)	(0.08)
純資産合計		536,994,011	100.00

(3) 外国為替先渡契約明細表

Counterparty	Currency Bought	Amount purchased	Currency sold	Amount Sold	Maturity	Unrealised appreciation/ (depreciation) in sub-fund currency
Hedged share classes						
State Street	USD	6,805,486	EUR	6,208,982	19/07/2023	26,901
State Street	EUR	230,056,797	USD	251,422,814	19/07/2023	(260,905)
					Total	(234,004)

「アクサローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド 適格機関投資家私募」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

（単位：円）

	2023年4月17日現在	2023年10月16日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	84,606,995	214,422,728
国債証券	900,767,144	685,204,850
特殊債券	299,824,128	299,925,300
社債券	1,600,988,364	1,600,059,381
未収利息	3,434,724	1,382,662
前払費用	138,526	158,540
流動資産合計	2,889,759,881	2,801,153,461
資産合計	2,889,759,881	2,801,153,461
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	4,069	1,466
流動負債合計	4,069	1,466
負債合計	4,069	1,466
純資産の部		
元本等		
元本	2,775,024,894	2,686,468,796
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	114,730,918	114,683,199
元本等合計	2,889,755,812	2,801,151,995
純資産合計	2,889,755,812	2,801,151,995
負債純資産合計	2,889,759,881	2,801,153,461

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券については個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の最終相場もしくは当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
------------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

（2023年4月17日現在）	（2023年10月16日現在）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

		2023年4月17日現在	2023年10月16日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	2,771,021,284円	2,775,024,894円
	期中追加設定元本額	93,440,366円	112,689,387円
	期中一部解約元本額	89,436,756円	201,245,485円
	元本の内訳		
	ファンド名		
	アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・ブルー・ファンド（B） 適格機関投資家私募	1,347,701,291円	1,296,629,624円
	アクサ ローゼンバーグ・ライフ・ソリューション・ファンド安定型(B) 適格機関投資家私募	363,779,639円	349,800,313円
	アクサ ローゼンバーグ・ライフ・ソリューション・ファンド安定成長型(B) 適格機関投資家私募	774,997,836円	751,492,731円
	アクサ ローゼンバーグ・ライフ・ソリューション・ファンド成長型(B) 適格機関投資家私募	288,536,517円	288,536,517円
	アクサ世界株式ファンド	9,611円	9,611円
	計	2,775,024,894円	2,686,468,796円
2.	受益権の総数	2,775,024,894口	2,686,468,796口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	（自 2022年10月18日 至 2023年4月17日）	（自 2023年4月18日 至 2023年10月16日）
1. 金融商品に対する取組方針	当該親投資信託は、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当該親投資信託が保有する主な金融資産は国債証券、特殊債券及び社債券であり、売買目的で保有しております。投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当該親投資信託に投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	2023年4月17日現在	2023年10月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	2023年4月17日現在	2023年10月16日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	22,644	336,700
特殊債券	51,228	142,520
社債券	1,217,836	65,517
合計	1,143,964	128,663

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	2023年4月17日現在	2023年10月16日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0413円 (10,413円)	1.0427円 (10,427円)

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	4 4 2 2年国債	350,000,000	350,273,000	
	4 5 0 2年国債	100,000,000	100,000,000	
	4 5 2 2年国債	235,000,000	234,931,850	
国債証券 合計		685,000,000	685,204,850	
特殊債券	1 8 水資源	200,000,000	199,961,000	
	5 2 政保政策投資C	100,000,000	99,964,300	
特殊債券 合計		300,000,000	299,925,300	
社債券	1 新韓銀行	200,000,000	200,162,600	
	1 0 日本特殊陶業	400,000,000	400,201,150	
	1 1 資生堂	200,000,000	200,004,235	
	1 2 プリヂストン	200,000,000	200,120,382	
	1 9 7 オリックス	200,000,000	199,929,600	
	2 1 B P C E S . A .	100,000,000	99,976,484	
	6 6 ホンダファイナンス	200,000,000	199,996,630	
	8 B P C E S . A .	100,000,000	99,668,300	
社債券 合計		1,600,000,000	1,600,059,381	
合計		2,585,000,000	2,585,189,531	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2023年10月31日現在)

資産総額	32,476,141円
負債総額	12,785円
純資産総額(-)	32,463,356円
発行済数量	33,477,549口
1単位当たり純資産額(/)	0.9697円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（４）受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予め当ファンドの受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（５）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、解約請求の受付、解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

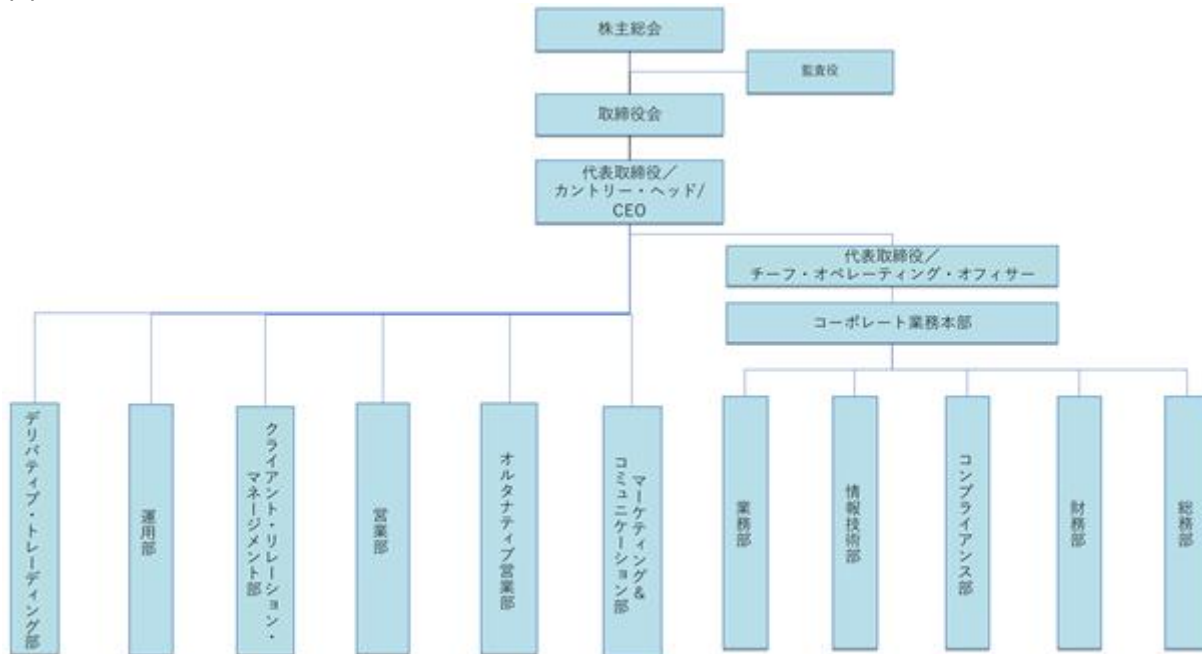
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（2023年10月末現在）

資本金の額 4億5千万円
 発行可能株式総数 14万株
 発行済株式総数 11万4615株

(2)会社の機構



2023年10月31日現在

会社の意思決定機構

取締役会：企業戦略の方向性や中長期的な視点の議論など、会社法上定められている会社経営に関わる重要事項について決議します。また経営委員会の事業の方向性や活動状況について評価します。

経営委員会：取締役会が任命する構成員によって、取締役会の委任を受けた経営に関する重要事項についての審議・決定を行います。事業の遂行状況に関する報告の適時共有や審議・決定を機動的に行うことにより、事業運営の効率化を図っています。

投資運用の意思決定機構

運用部：株式、債券およびデリバティブ等の運用に係る業務を行います。

プロダクト委員会：経営委員会の下部組織として、新規プロダクトの設定や既存商品のレビュー、ファンドの償還など、商品の企画・設定から償還・解約までのサイクルをモニタリングし、その適切な運営を図っています。

パフォーマンス&インベストメント・リスク委員会：経営委員会の下部組織として、投資対象ファンドを含む当ファンドの運用、パフォーマンス、リスク等については、経営陣、運用部およびリスク管理部門を中心とした当委員会において、適宜レビューを行うこととしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2023年9月末現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	31	2,068,075
合計	31	2,068,075

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度の中間会計期間（令和5年1月1日から令和5年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第36期 (令和3年12月31日)		第37期 (令和4年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金			2,826,998		2,865,203
未収委託者報酬			1,271,274		969,263
未収運用受託報酬			1,131		917
未収投資助言報酬			181,766		336,903
前払費用			16,966		19,874
未収入金			289,659		195,911
流動資産合計			4,587,798		4,388,073
固定資産					
有形固定資産	*1				
建物附属設備		116,548		86,791	
器具備品		34,075		34,623	
有形固定資産合計			150,623		121,414
投資その他の資産					
長期差入保証金		330		100	
繰延税金資産		193,719		171,421	
投資その他の資産合計			194,049		171,521
固定資産合計			344,673		292,936
資産合計			4,932,471		4,681,009

期別		第36期 (令和3年12月31日)		第37期 (令和4年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
未払手数料			25,983		15,808
未払金			108,530		153,486
未払費用			1,195,079		863,134
預り金			16,007		20,276
未払法人税等			66,901		112,429
未払消費税等			86,323		88,316
賞与引当金			9,978		25,807
役員賞与引当金			11,382		4,931
流動負債合計			1,520,186		1,284,190
固定負債					
長期未払金			458		458
退職給付引当金			136,850		128,704
賞与引当金			18,594		48,884
役員退職慰労引当金			11,823		1,102
役員賞与引当金			19,796		8,900
資産除去債務			16,707		16,707
固定負債合計			204,230		204,758
負債合計			1,724,417		1,488,949
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金					
資本準備金		984,235		984,235	
資本剰余金合計			984,235		984,235
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		1,773,819		1,757,824	
利益剰余金合計			1,773,819		1,757,824
株主資本合計			3,208,054		3,192,060
純資産合計			3,208,054		3,192,060
負債純資産合計			4,932,471		4,681,009

（２）【損益計算書】

期別		第36期 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)		第37期 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			3,408,336		3,440,012
運用受託報酬			4,041		3,591
投資助言報酬			292,029		434,786
その他受入手数料			114,415		132,511
その他営業収益			773,766		544,828
営業収益計			4,592,590		4,555,729
営業費用					
支払手数料			68,419		67,787
広告宣伝費			39,607		85,059
調査費					
調査費		48,347		57,415	
委託調査費		2,003,786		1,749,232	
調査費合計			2,052,134		1,806,647
委託計算費			211,575		178,061
営業雑経費					
通信費		6,602		8,303	
協会費		9,662		10,349	
営業雑経費合計			16,265		18,653
営業費用計			2,388,002		2,156,209
一般管理費					
給料					
役員報酬		77,083		65,607	
役員賞与引当金繰入額		14,562		13,832	
給料・手当		517,933		560,723	
賞与		197,022		197,672	
賞与引当金繰入額		16,600		46,943	
給料合計			823,201		884,779
交際費			3,079		3,489
旅費交通費			3,335		20,708
法定福利費			67,412		80,398
保険料			9,750		10,996
租税公課			24,310		27,550
不動産賃借料			59,663		56,466
退職金			106,423		69,591
退職給付費用			51,000		54,280
役員退職慰労引当金繰入額			1,891		1,102
固定資産減価償却費			9,926		37,506
事務委託費			307,597		429,557
事務処理損失			66,098		-
諸経費			143,835		47,720
一般管理費計			1,677,527		1,724,149
営業利益又は営業損失（△）			527,061		675,371
営業外費用					
為替差損			4,846		5,774
固定資産除却損			5,612		-
営業外費用計			10,459		5,774
経常利益又は経常損失（△）			516,601		669,596
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（△）			516,601		669,596
法人税、住民税及び事業税			194,477		195,293
法人税等調整額			△ 103,324		22,297
法人税等計			91,152		217,590
当期純利益又は当期純損失（△）			425,449		452,005

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	450,000	984,235	984,235	1,348,370	1,348,370	2,782,605	2,782,605
当期変動額							
当期純利益又は当期純損失(△)	-	-	-	425,449	425,449	425,449	425,449
当期変動額合計	-	-	-	425,449	425,449	425,449	425,449
当期末残高	450,000	984,235	984,235	1,773,819	1,773,819	3,208,054	3,208,054

第37期（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	450,000	984,235	984,235	1,773,819	1,773,819	3,208,054	3,208,054
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△ 468,000	△ 468,000	△ 468,000	△ 468,000
当期純利益又は当期純損失(△)	-	-	-	452,005	452,005	452,005	452,005
当期変動額合計	-	-	-	△ 15,994	△ 15,994	△ 15,994	△ 15,994
当期末残高	450,000	984,235	984,235	1,757,824	1,757,824	3,192,060	3,192,060

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 建物附属設備 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年です。
	(2) 器具備品 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4～15年です。
2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
	(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。
	(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
	(4) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に備えるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用業の契約に基づき、顧客の資産を管理・運用する義務を負っております。契約における履行義務の充足に伴い、契約に定められた役務提供期間にわたり収益を認識しております。 (1) 投資信託委託業務（委託者報酬） 当社は投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務（運用受託報酬及び投資助言報酬） 当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、月末純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益を認識しております。 (3) その他営業収益 当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (4) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託の信託約款または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

会計方針の変更

- 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。収益認識会計基準等の適用による、当財務諸表に与える影響はありません。
- 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。時価算定会計基準等の適用による、当財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第36期 （令和3年12月31日）	第37期 （令和4年12月31日）
*1 有形固定資産の減価償却累計額	*1 有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 2,479千円	建物附属設備 32,236千円
器具備品 15,839千円	器具備品 21,909千円

（株主資本等変動計算書関係）

第36期（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	114,615	-	-	114,615
合計	114,615	-	-	114,615

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和4年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	468,000	4,083.24	令和3年12月31日	令和4年4月13日

第37期（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	114,615	-	-	114,615
合計	114,615	-	-	114,615

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年3月29日 定時株主総会	普通株式	468,000	4,083.24	令和3年12月31日	令和4年4月13日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和5年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	380,000	3,315.45	令和4年12月31日	令和5年4月12日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社は、主として国内の機関投資家や金融法人等を顧客とした投資一任契約によるもの、ならびに投資信託の運用といった投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業を行っております。また、経営の効率化と財務の健全化を図るため、自己資本を充実し、財務体質を悪化させるおそれのある投機的な取引は行わないこととしています。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、主として現金及び預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金及び未払費用であり、当社取引先ならびに取引金融機関の信用リスク、為替や金利等の変動から生じうる市場リスク、資金の調達を行おうとするときに資金の調達を困難とする事態を生じうる流動性リスクがあります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、上記の金融商品ならびにそのリスクを管理するため、経理規程に基づき、適切な資金の運用を行っています。

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

取引先としての顧客からの投資運用報酬等に関連し、取引先である顧客との契約書の締結、公開情報等をもとに顧客の本人確認と信用状況が投資適格相当以上であることの確認、契約更新時における顧客の信用状況の確認等のリスク管理を行っています。また、未収入金は、原則として6ヶ月を超えることのないように期日管理を行っています。

預金を行う金融機関等については信用状況の確認を行い、リスク管理を行っています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建未収入金の為替リスクについては、最長でも四半期ごとに実現し、長期の未収入金を持たないことで為替変動リスクの低減を図り、リスク管理を行っています。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営の効率化と財務の健全化を図るため、自己資本を充実し、主として社内の内部留保により運転資金の調達を図り、資金調達リスクに備えております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第36期(令和3年12月31日)

令和3年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位： 千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,826,998	2,826,998	—
(2) 未収委託者報酬	1,271,274	1,271,274	—
(3) 未収投資助言報酬	181,766	181,766	—
(4) 未収入金	289,659	289,659	—
資産計	4,569,700	4,569,700	—
(1) 未払費用	1,195,079	1,195,079	—
負債計	1,195,079	1,195,079	—

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収入金

当社の金融商品取引業に付随する業務ならびに第一種及び第二種金融商品取引業にかかる報酬であり、すべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払費用

未払費用はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位： 千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,826,998	—	—	—
未収委託者報酬	1,271,274	—	—	—
未収投資助言報酬	181,766	—	—	—
未収入金	289,659	—	—	—
合 計	4,569,700	—	—	—

第37期(令和4年12月31日)

現金及び預金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未収入金及び未払費用は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第36期 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	第37期 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)																																				
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付型の退職一時金制度および確定拠出年金制度を採用しております。退職一時金制度（非積立型であります。）では、退職給付として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。	1．採用している退職給付制度の概要 同左																																				
2．確定給付制度 (1)簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>172,925千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>28,708</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>64,783</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>136,850</td></tr> </table> (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>136,850千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</td><td>136,850</td></tr> </table> <table> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>136,850</td></tr> <tr> <td>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</td><td>136,850</td></tr> </table> (3) 退職給付費用 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>28,708千円</td></tr> </table>	退職給付引当金の期首残高	172,925千円	退職給付費用	28,708	退職給付の支払額	64,783	退職給付引当金の期末残高	136,850	非積立型制度の退職給付債務	136,850千円	貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	136,850	退職給付引当金	136,850	貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	136,850	簡便法で計算した退職給付費用	28,708千円	2．確定給付制度 (1)簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>136,850千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>30,527</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>38,673</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>128,704</td></tr> </table> (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>128,704千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</td><td>128,704</td></tr> </table> <table> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>128,704</td></tr> <tr> <td>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</td><td>128,704</td></tr> </table> (3) 退職給付費用 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>30,527千円</td></tr> </table>	退職給付引当金の期首残高	136,850千円	退職給付費用	30,527	退職給付の支払額	38,673	退職給付引当金の期末残高	128,704	非積立型制度の退職給付債務	128,704千円	貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	128,704	退職給付引当金	128,704	貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	128,704	簡便法で計算した退職給付費用	30,527千円
退職給付引当金の期首残高	172,925千円																																				
退職給付費用	28,708																																				
退職給付の支払額	64,783																																				
退職給付引当金の期末残高	136,850																																				
非積立型制度の退職給付債務	136,850千円																																				
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	136,850																																				
退職給付引当金	136,850																																				
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	136,850																																				
簡便法で計算した退職給付費用	28,708千円																																				
退職給付引当金の期首残高	136,850千円																																				
退職給付費用	30,527																																				
退職給付の支払額	38,673																																				
退職給付引当金の期末残高	128,704																																				
非積立型制度の退職給付債務	128,704千円																																				
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	128,704																																				
退職給付引当金	128,704																																				
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	128,704																																				
簡便法で計算した退職給付費用	30,527千円																																				
3．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,291千円であります。	3．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,752千円であります。																																				

（税効果会計関係）

（単位：千円）

第36期 （自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）	第37期 （自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）																																																				
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>18,295</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>117,237</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>41,903</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>5,183</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>780</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>5,115</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労金引当金</td><td>3,620</td></tr> <tr> <td>一括償却資産</td><td>1,582</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1,810</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>195,530</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額</td><td>△ 1,810</td></tr> <tr> <td>評価性引当額小計</td><td>△ 1,810</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>193,719</td></tr> </table>	賞与引当金損金算入限度超過額	18,295	未払費用否認	117,237	退職給付引当金	41,903	未払事業税	5,183	減価償却超過額	780	資産除去債務	5,115	役員退職慰労金引当金	3,620	一括償却資産	1,582	その他	1,810	繰延税金資産小計	195,530	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,810	評価性引当額小計	△ 1,810	繰延税金資産合計	193,719	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>27,106</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>82,764</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>39,409</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>7,827</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>7,734</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>5,115</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労金引当金</td><td>337</td></tr> <tr> <td>一括償却資産</td><td>1,126</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1,717</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>173,139</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額</td><td>△ 1,717</td></tr> <tr> <td>評価性引当額小計</td><td>△ 1,717</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>171,421</td></tr> </table>	賞与引当金損金算入限度超過額	27,106	未払費用否認	82,764	退職給付引当金	39,409	未払事業税	7,827	減価償却超過額	7,734	資産除去債務	5,115	役員退職慰労金引当金	337	一括償却資産	1,126	その他	1,717	繰延税金資産小計	173,139	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,717	評価性引当額小計	△ 1,717	繰延税金資産合計	171,421
賞与引当金損金算入限度超過額	18,295																																																				
未払費用否認	117,237																																																				
退職給付引当金	41,903																																																				
未払事業税	5,183																																																				
減価償却超過額	780																																																				
資産除去債務	5,115																																																				
役員退職慰労金引当金	3,620																																																				
一括償却資産	1,582																																																				
その他	1,810																																																				
繰延税金資産小計	195,530																																																				
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,810																																																				
評価性引当額小計	△ 1,810																																																				
繰延税金資産合計	193,719																																																				
賞与引当金損金算入限度超過額	27,106																																																				
未払費用否認	82,764																																																				
退職給付引当金	39,409																																																				
未払事業税	7,827																																																				
減価償却超過額	7,734																																																				
資産除去債務	5,115																																																				
役員退職慰労金引当金	337																																																				
一括償却資産	1,126																																																				
その他	1,717																																																				
繰延税金資産小計	173,139																																																				
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,717																																																				
評価性引当額小計	△ 1,717																																																				
繰延税金資産合計	171,421																																																				
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.62%</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>3.03%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>0.18%</td></tr> <tr> <td>評価性引当金額</td><td>△16.10%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△0.09%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>17.64%</td></tr> </table>	法定実効税率	30.62%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	3.03%	住民税均等割等	0.18%	評価性引当金額	△16.10%	その他	△0.09%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.64%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.62%</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.64%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>0.14%</td></tr> <tr> <td>評価性引当金額</td><td>△0.01%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△0.89%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>32.50%</td></tr> </table>	法定実効税率	30.62%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.64%	住民税均等割等	0.14%	評価性引当金額	△0.01%	その他	△0.89%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.50%																								
法定実効税率	30.62%																																																				
（調整）																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.03%																																																				
住民税均等割等	0.18%																																																				
評価性引当金額	△16.10%																																																				
その他	△0.09%																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.64%																																																				
法定実効税率	30.62%																																																				
（調整）																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.64%																																																				
住民税均等割等	0.14%																																																				
評価性引当金額	△0.01%																																																				
その他	△0.89%																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.50%																																																				
3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正はありません。	3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正はありません。																																																				

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて14.59年と見積り、割引率1.783%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位： 千円)

	第36期 (自令和3年1月1日 至令和3年12月31日)	第37期 (自令和4年1月1日 至令和4年12月31日)
期首残高	16,707	16,707
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	-	-
期末残高	16,707	16,707

(収益認識関係)

第37期(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、損益計算書に記載の通りです。なお、当会計期間において、成功報酬は発生しておりません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位： 千円)

	投資信託委託業	海外ファンドサービス等	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,408,336	773,766	292,029	118,457	4,592,590

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位： 千円)

日本	フランス	その他	合計
3,803,202	591,539	197,849	4,592,590

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

(単位： 千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アクサ生命保険株式会社	1,601,755	投信投資顧問業
ロボット・テクノロジー関連 株ファンド -ロボテック-	1,469,691	同上
アクサ・インベストメント・ マネージャーズ・パリス	534,129	同上
ワールド・フィンテック革命 ファンド -フィンテック-	255,388	同上

第37期(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

(単位： 千円)

	投資信託委託業	海外ファンドサービス等	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,440,012	544,828	434,786	136,102	4,555,729

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位： 千円)

日本	フランス	その他	合計
4,000,337	372,534	182,856	4,555,729

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

(単位： 千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アクサ生命保険株式会社	1,909,400	投信投資顧問業
ロボット・テクノロジー関連 株ファンド -ロボテック-	1,339,487	同上

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

第36期(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

該当事項はありません。

第37期(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第36期（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・エスエ ー	フランス、 パリ市	52,842千 ユーロ	持株会社	被所有 直接 100.00%	事務委託契約	サービス提供業務報酬 の受取(注1)	千円 18,515		千円
							営業費用の支払(注1)	162,041	未払金	70,060
							一般管理費の支払(注1)	10,991		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）サービス提供業務報酬、営業費用及び一般管理費の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・パリス	フランス、 パリ市	1,421千 ユーロ	投資運用業	—	投資顧問契約の 再委任等	サービス提供業務報酬 の受取(注1)	千円 534,244	未収運用受託報酬	千円 145,800
							その他受入手数料 の受取(注1)	△114		
							営業費用の支払(注1)	304,559	未払費用	69,204
							一般管理費の支払(注1)	2,233	未払金	440
親会社 の子会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・ユーゲ ー・リミテッ ド	イギリス、 ロンドン市	20,048千 ポンド	投資運用業	—	投資顧問契約の 再委任等	サービス提供業務報酬 の受取(注1)	54,545	未収入金	18,545
							営業費用の支払(注1)	1,060,308	未払費用	316,525
親会社 の子会社	アクサ生命 保険株式会社	日本、 東京都	85,000,000 千円	生命保険業	—	デリバティブ取引 の媒介等	投資助言報酬 の受取(注1)	292,029	未収投資助言報酬	181,766
							デリバティブ媒介業務報酬 の受取(注1)	57,534	未収入金	15,654
							一般管理費の支払(注1)	59,762	未払費用	33
親会社 の子会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・アジア (シンガポ ール)リミテッ ド	シンガポ ール	32,000千 シンガポ ールドル	投資運用業	—	投資顧問契約の 再委任等	サービス提供業務報酬 の受取(注1)	34,551	未収入金	8,022
							その他受入手数料 の受取(注1)	△114		
							営業費用の支払(注1)	644,159	未払費用	173,721

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）サービス提供業務報酬、その他受入手数料、営業費用、一般管理費、投資助言報酬及びデリバティブ媒介業務報酬の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

（３）財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アクサ・インベストメント・マネージャーズ エスエー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

第37期（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

１．関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャー ズ・エスエー	フランス、 パリ市	52,842千 ユーロ	持株会社	被所有 直接 100.00%	事務委託契約	営業費用の支払(注1) 一般管理費の支払(注1)	千円 231,794 17,143	未払金	千円 106,841

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）営業費用及び一般管理費の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャー ズ・パリ	フランス、 パリ市	1,421千 ユーロ	投資運用業	—	投資顧問契約の 再委任等	サービス提供業務報酬 の受取(注1) 営業費用の支払(注1) 一般管理費の支払(注1)	千円 336,260 284,544 562	未収運用受託報酬 未払費用 未払金	千円 90,999 142,898 98
親会社 の子会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャー ズ・ユーケー ・リミテッド	イギリス、 ロンドン市	20,048千 ポンド	投資運用業	—	投資顧問契約の 再委任等	サービス提供業務報酬 の受取(注1) 営業費用の支払(注1)	55,788 1,373,391	未収入金 未払費用	8,730 403,646
親会社 の子会社	アクサ生命 保険株式会社	日本、 東京都	85,000,000 千円	生命保険業	—	デリバティブ取引 の媒介等	投資助言報酬 の受取(注1) デリバティブ媒介業務報酬 の受取(注1) 一般管理費の支払(注1)	434,786 75,974 69,996	未収投資助言報酬 未収入金 未払費用	336,903 22,523 1,574

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）サービス提供業務報酬、営業費用、一般管理費、投資助言報酬及びデリバティブ媒介業務報酬の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

（３）財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アクサ・インベストメント・マネージャーズ エスエー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第36期 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)		第37期 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	
1株当たり純資産額	27,989円83銭	1株当たり純資産額	27,850円28銭
1株当たり当期純利益金額	3,711円98銭	1株当たり当期純利益金額	3,943円68銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	425,449千円	損益計算書上の当期純利益金額	452,005千円
普通株式に係る当期純利益金額	425,449千円	普通株式に係る当期純利益金額	452,005千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株数	114,615株	普通株式の期中平均株数	114,615株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第38期 中間会計期間 (令和5年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金			2,480,242
未収委託者報酬			1,220,246
未収運用受託報酬			898
未収投資助言報酬			517,027
前払費用			12,704
未収入金			179,319
流動資産合計			4,410,438
固定資産			
有形固定資産	*1		
建物附属設備		71,912	
器具備品		32,651	
有形固定資産合計			104,564
投資その他の資産			
長期差入保証金		100	
繰延税金資産		171,421	
投資その他の資産合計			171,521
固定資産合計			276,086
資産合計			4,686,525

期別		第38期 中間会計期間 (令和5年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
未払手数料			21,261
未払金			117,588
未払費用			895,131
預り金			12,091
未払法人税等			129,771
未払消費税等			80,728
賞与引当金			126,082
役員賞与引当金			16,960
流動負債合計			1,399,615
固定負債			
退職給付引当金			140,403
賞与引当金			32,528
役員退職慰労引当金			2,140
役員賞与引当金			7,457
資産除去債務			16,707
固定負債合計			199,237
負債合計			1,598,853
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			450,000
資本剰余金			
資本準備金		984,235	
資本剰余金合計			984,235
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,653,436	
利益剰余金合計			1,653,436
株主資本合計			3,087,671
純資産合計			3,087,671
負債純資産合計			4,686,525

(2) 中間損益計算書

期別		第38期 中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)
科目	注記 番号	金額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		1,753,648
運用受託報酬		1,628
投資助言報酬		420,082
その他受入手数料		72,617
その他営業収益		231,568
営業収益計		2,479,545
営業費用		1,266,796
一般管理費	*1	815,876
営業利益		396,872
営業外収益	*2	8,511
営業外費用		-
経常利益		405,383
税引前中間純利益		405,383
法人税等	*3	129,771
中間純利益		275,611

(3) 中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間（自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	450,000	984,235	984,235	1,757,824	1,757,824	3,192,060	3,192,060
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△ 380,000	△ 380,000	△ 380,000	△ 380,000
中間純利益	-	-	-	275,611	275,611	275,611	275,611
当中間期変動額合計	-	-	-	△ 104,388	△ 104,388	△ 104,388	△ 104,388
当中間期末残高	450,000	984,235	984,235	1,653,436	1,653,436	3,087,671	3,087,671

重要な会計方針

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 建物附属設備
定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年です。 |
| | (2) 器具備品
定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4～15年です。 |
| 2. 引当金の計上基準 | (1) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 賞与引当金
従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期末要支給額の100%を計上しております。

(4) 役員賞与引当金
役員に支給する賞与の支払に備えるため、支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 |

3. 収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用業の契約に基づき、顧客の資産を管理・運用する義務を負っております。契約における履行義務の充足に伴い、契約に定められた役務提供期間にわたり収益を認識しております。 (1) 投資信託委託業務（委託者報酬） 当社は投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務（運用受託報酬及び投資助言報酬） 当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、月末純資産総額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益を認識しております。 (3) その他営業収益 当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (4) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託の信託約款または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第38期中間会計期間 (令和5年6月30日)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	47,115 千円
器具備品	26,114 千円
*2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として計上しております。	

（中間損益計算書関係）

第38期中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	19,084 千円
*2 営業外収益の主要項目	
為替差益	8,511 千円
*3 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。	

（中間株主資本等変動計算書関係）

第38期中間会計期間（自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	114,615	-	-	114,615
合計	114,615	-	-	114,615

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和5年3月30日 定時株主総会	普通株式	380,000	3,315.44	令和4年12月31日	令和5年4月12日

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未収入金及び未払費用は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

（単位： 千円）

	第38期中間会計期間 （自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日）
期首残高	16,707
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	-
当中間会計期間末残高	16,707

（収益認識関係）

第38期中間会計期間（自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、中間損益計算書に記載の通りです。なお、当中間会計期間において、成功報酬は発生しておりません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第38期中間会計期間（自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位： 千円）					
	投資信託委託業	海外ファンドサービス等	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,753,648	231,568	420,082	74,246	2,479,545

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位： 千円）			
日本	フランス	その他	合計
2,238,528	182,115	58,901	2,479,545

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位： 千円）		
顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アクサ生命保険株式会社	1,210,715	投信投資顧問業
ロボット・テクノロジー関連株ファンド ーロボテック	667,711	同上

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

第38期中間会計期間（自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第38期中間会計期間（自 令和５年１月１日 至 令和５年６月30日）	
１株当たり純資産額	26,939円51銭
１株当たり中間純利益金額	2,404円67銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。	
１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間損益計算書上の中間純利益金額	275,611千円
普通株式に係る中間純利益金額	275,611千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	114,615株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（2023年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務を兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称：株式会社SBI証券

資本金の額：54,323百万円（2023年9月29日現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融取引業を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2023年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務を兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。

- （２）販売会社：当ファンドの募集、販売を行い、一部解約金・償還金・収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

３【資本関係】

- （１）受託会社：該当事項はありません。
（２）販売会社：該当事項はありません。

第３【その他】

- （１）目論見書に、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- （２）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- （３）目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの商品分類、形態および税区分等を記載することがあります。
- （４）目論見書に、当該委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- （５）目論見書に、ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- （６）投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの投資信託約款を添付します。
- （７）目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2023年3月24日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年12月22日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアクサ世界株式ファンドの2023年4月18日から2023年10月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ世界株式ファンドの2023年10月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年9月25日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真 太 郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上